

年金制度に対する国庫負担関係資料

資料1：厚生年金・国民年金における国庫負担の経緯

資料2：医療保険及び介護保険制度における国庫負担について

資料3：諸外国の社会保険方式の公的年金制度における国庫負担

資料4：基礎年金国庫負担額の見通し

資料5：我が国財政の現状

- (1) 一般会計における歳出歳入の関係
- (2) 公債残高の推移

資料6：消費税の使途

(資料1)

厚生年金・国民年金における国庫負担の経緯

	厚生年金	国民年金
昭和17	<ul style="list-style-type: none"> ○労働者年金保険制度の発足 <ul style="list-style-type: none"> ・給付費の10%（坑内員は20%） ・事業主及び被保険者の負担力に対する配慮等の観点から、できる限り国庫が補助することが適当 	
昭和29	<ul style="list-style-type: none"> ○新厚生年金保険法の制定 <ul style="list-style-type: none"> ・新法による給付改善に伴う費用負担増について、事業主及び被保険者とともに、国も財政の許す範囲において分かち合うとの趣旨から、一般労働者に係る国庫負担率を15%に引上げ 	
昭和36		<ul style="list-style-type: none"> ○国民年金制度の発足 <ul style="list-style-type: none"> ・保険料拠出時に保険料総額の1/2（福祉年金は全額国庫負担） ・事業主負担がないこと、制度の対象者が一般に低所得者であること等を踏まえ、厚生年金よりも国庫負担割合を高く設定 ・国家財政からの独立性の確保、積立金の運用に有利であること等を考慮し、拠出時負担を採用

昭和40	<ul style="list-style-type: none"> ○国庫負担率の引上げ <ul style="list-style-type: none"> ・給付費の20%（坑内員は25%） ・給付改善に伴う保険料率の引上げ幅を抑制する
昭和51	<ul style="list-style-type: none"> ○給付時負担に変更（給付費の1/3） <ul style="list-style-type: none"> ・給付費の大幅な増加を見込み、将来の収支の安定を図る
昭和61	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎年金制度の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金拠出金の1/3（注） ・基礎年金は老後等の保障の基本的部分に当たり、この部分に対して、一般財源により負担する必要性が高い ・報酬比例の年金部分についても国庫負担を行うことは、年金額の高い者ほどより多くの国庫負担を受けることとなる ・従来の国民年金の国庫負担率を引き継ぎ、従来の厚生年金の国庫負担を定額部分に集中させた場合の割合とほぼ同じ
平成12	<ul style="list-style-type: none"> ○年金改正法附則第2条 <ul style="list-style-type: none"> ・当面平成16年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の2分の1への引上げを図る

(注) この他、現行制度においては以下のような国庫負担が行われている。

- ①国民年金の保険料全額免除期間に係る基礎年金給付費の全額（半額免除の場合は1/2）
 - ②・20歳前の障害に係る障害基礎年金
 - ・障害福祉年金から裁定替えされた障害基礎年金
 - ・母子福祉年金から裁定替えされた遺族基礎年金
- } 40%
- (残りの60%のうち、1/3は国庫負担が入り、国庫負担の合計は60%)
- ③老齢福祉年金の全額
 - ④昭和36年前期間に係る厚生年金の給付費の20% 等

(資料2)

医療保険及び介護保険制度における国庫負担について

医療保険	介護保険
<ul style="list-style-type: none">○被用者保険<ul style="list-style-type: none">・政府管掌健康保険 紿付費の13% 老人保健拠出金の16.4%	<ul style="list-style-type: none">○給付費の25%<ul style="list-style-type: none">*地方負担25%（都道府県：12.5%、市町村：12.5%）
<ul style="list-style-type: none">○国民健康保険 紿付費、老人保健拠出金の50% 等	<ul style="list-style-type: none">○介護納付金〔第2号保険料〕<ul style="list-style-type: none">・政府管掌健康保険 16.4%・国民健康保険（市町村） 50% 等
<ul style="list-style-type: none">○老人保健制度 紿付費の20%<ul style="list-style-type: none">*地方負担10%（都道府県：5%、市町村：5%）※公費負担割合については、平成14年度から5年間で30%から50%に段階的に引き上げる予定。<ul style="list-style-type: none">〔平成19年度 国：約33%、都道府県：約8%、市町村：約8%〕	

(資料3)

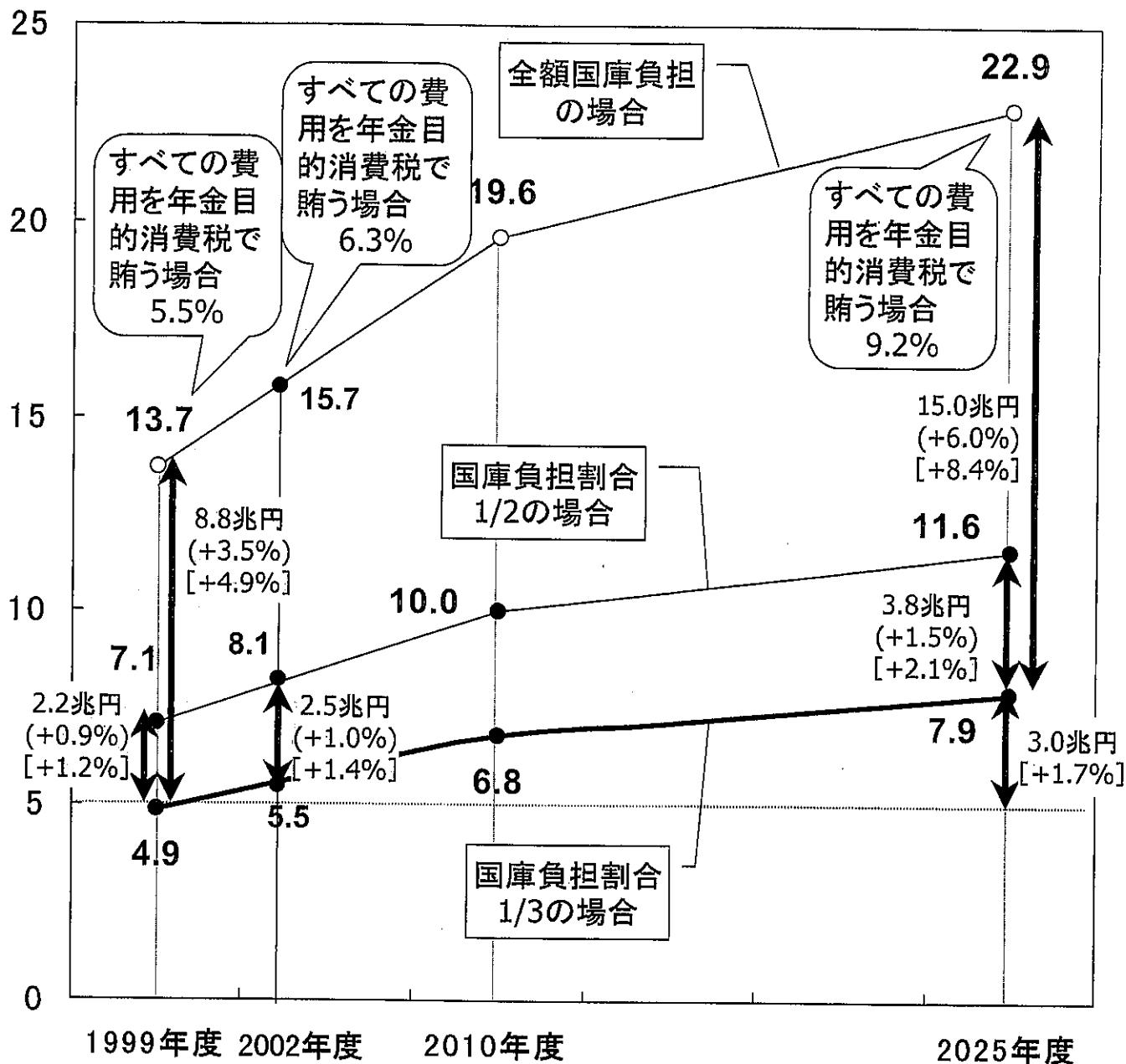
諸外国の社会保険方式の公的年金制度における国庫負担

国名	ドイツ	スウェーデン	アメリカ										
公的年金の体系	↑年金額 所得比例 →現役時の所得	↑年金額 保証年金 所得比例 →現役時の所得	↑年金額 →現役時の所得										
保険料財源													
税 財 源													
国庫負担の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 年金保険の支出に対する連邦補助金 1992年 連邦補助金の額については、前年の平均的労働従事者の税引き前賃金・給与総額の伸び、及び前年と当該年の保険料率の変化率により決定する仕組みを導入。 1999年 環境税を導入し、保険料を引き下げ（1998年 20.3%→1999年 19.5%）。その後も、他の税財源とあわせて引き下げ。 国庫負担は、2つの機能を有する。 <ol style="list-style-type: none"> 公的年金保険の安定を維持し、年金保険の最終的な調整者として責任を有するため、費用を負担。 公共の利益のための給付の費用を負担。 具体的には、障害、育児、兵役等で保険料を納められなかつた期間、加算期間（若年期に職業・稼得不能となり、又は死亡した人は、わずかな年金期待権しか有しないことから、当該被保険者及び遺族に対して加算期間を設けるもの。）等に対する給付の費用を負担。 	<ul style="list-style-type: none"> 所得比例年金については、基本的に国庫負担なし。 保証年金については、全額国庫負担。 <p>(注) 育児期間及び兵役期間については、年金制度上、所得の上乗せ制度があり、上乗せ部分の所得に係る年金保険料については、国が負担。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般財源からの国庫負担はなし。 ただし、1983年改正により、年金給付に対する課税が定められた。（それ以前は非課税） →単身者の場合、 <ol style="list-style-type: none"> 年金給付以外の所得+非課税利子十年金給付の50%を足したもの（合算所得）が25,000ドル(312万5千円)から34,000ドル(425万円)の間である場合、年金給付の50%に対して所得税を課税。 合算所得が34,000ドル以上の場合、8.5%までの年金給付に対して所得税を課税。 約20%の年金受給者につき、給付に対して課税。 年金課税の収取は、社会保障信託基金に繰り入れ。 <p>(参考) 米国における所得税率（2001年）</p> <table> <tbody> <tr> <td>課税所得\$ 0-\$ 27,050 (338万円)</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>\$ 27,050-\$ 65,550 (819万円)</td> <td>27.5%</td> </tr> <tr> <td>\$ 65,550-\$ 136,750 (1,709万円)</td> <td>30.5%</td> </tr> <tr> <td>\$ 136,750-\$ 297,350 (3,717万円)</td> <td>35.5%</td> </tr> <tr> <td>\$ 297,350-</td> <td>39.1%</td> </tr> </tbody> </table>	課税所得\$ 0-\$ 27,050 (338万円)	15%	\$ 27,050-\$ 65,550 (819万円)	27.5%	\$ 65,550-\$ 136,750 (1,709万円)	30.5%	\$ 136,750-\$ 297,350 (3,717万円)	35.5%	\$ 297,350-	39.1%
課税所得\$ 0-\$ 27,050 (338万円)	15%												
\$ 27,050-\$ 65,550 (819万円)	27.5%												
\$ 65,550-\$ 136,750 (1,709万円)	30.5%												
\$ 136,750-\$ 297,350 (3,717万円)	35.5%												
\$ 297,350-	39.1%												
保険料水準（2001年）	19.1%	17.21%	12.4%										
総収入に占める国庫負担額の割合	24.1% (1998年)	—	2.1% (2001年)										

(資料4)

基礎年金国庫負担額の見通し ～改正制度～ (平成11(1999)年度価格)

(兆円)



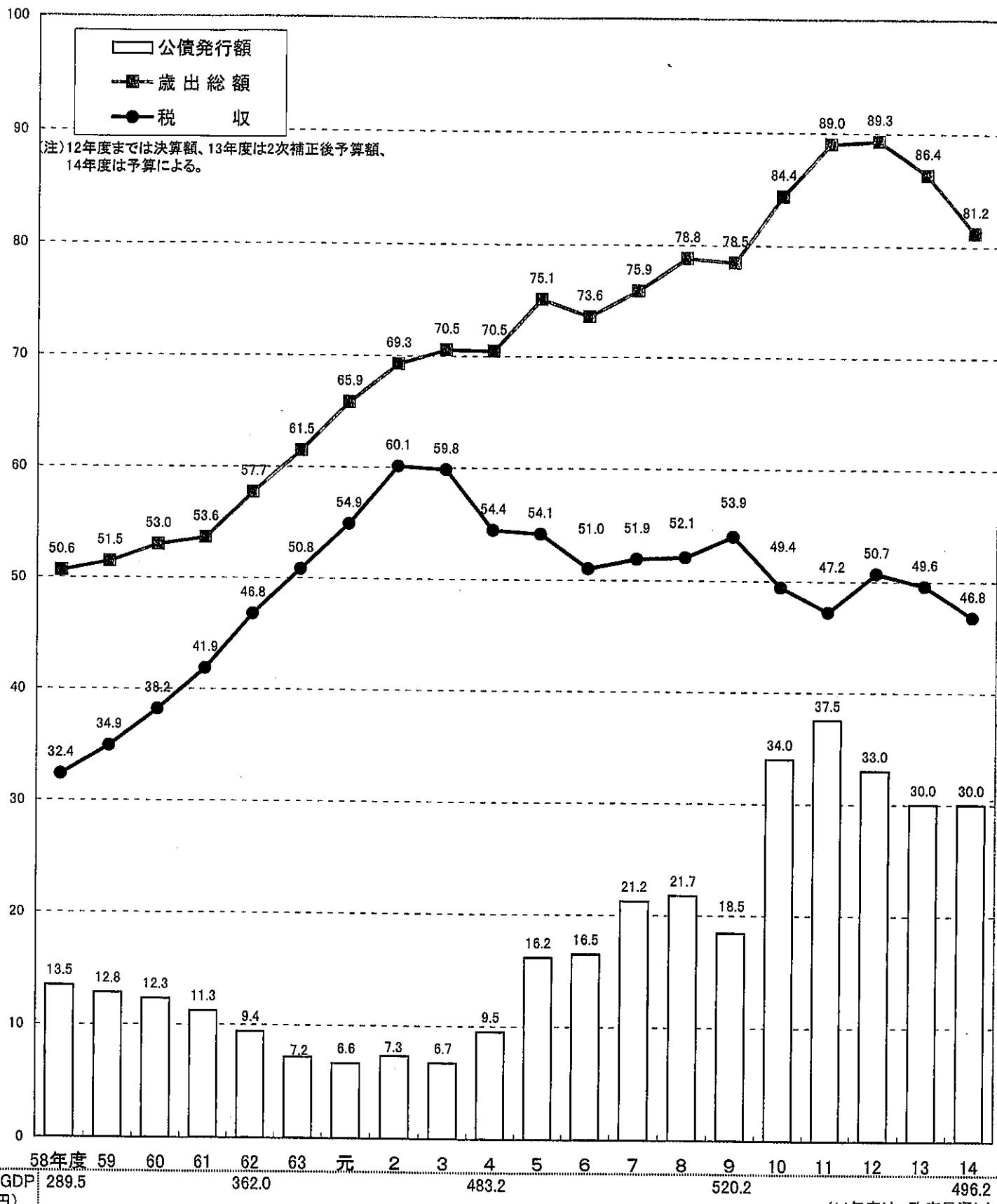
- (注) 1. 平成11(1999)年度は予算額であり、平成14(2002)年度以降は財政再計算の見通し額である。
2. 国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担等を含む。
3. 端数処理の関係で国庫負担の増分が国庫負担の差額に合わないことがある。
4. ()内は国庫負担の増分を「年金目的消費税」率換算した数値である。
5. []内は国庫負担の増分を現行税制による消費税率換算した数値(地方消費税分を含まない)である。

(資料5)

我が国財政の現状

(兆円)

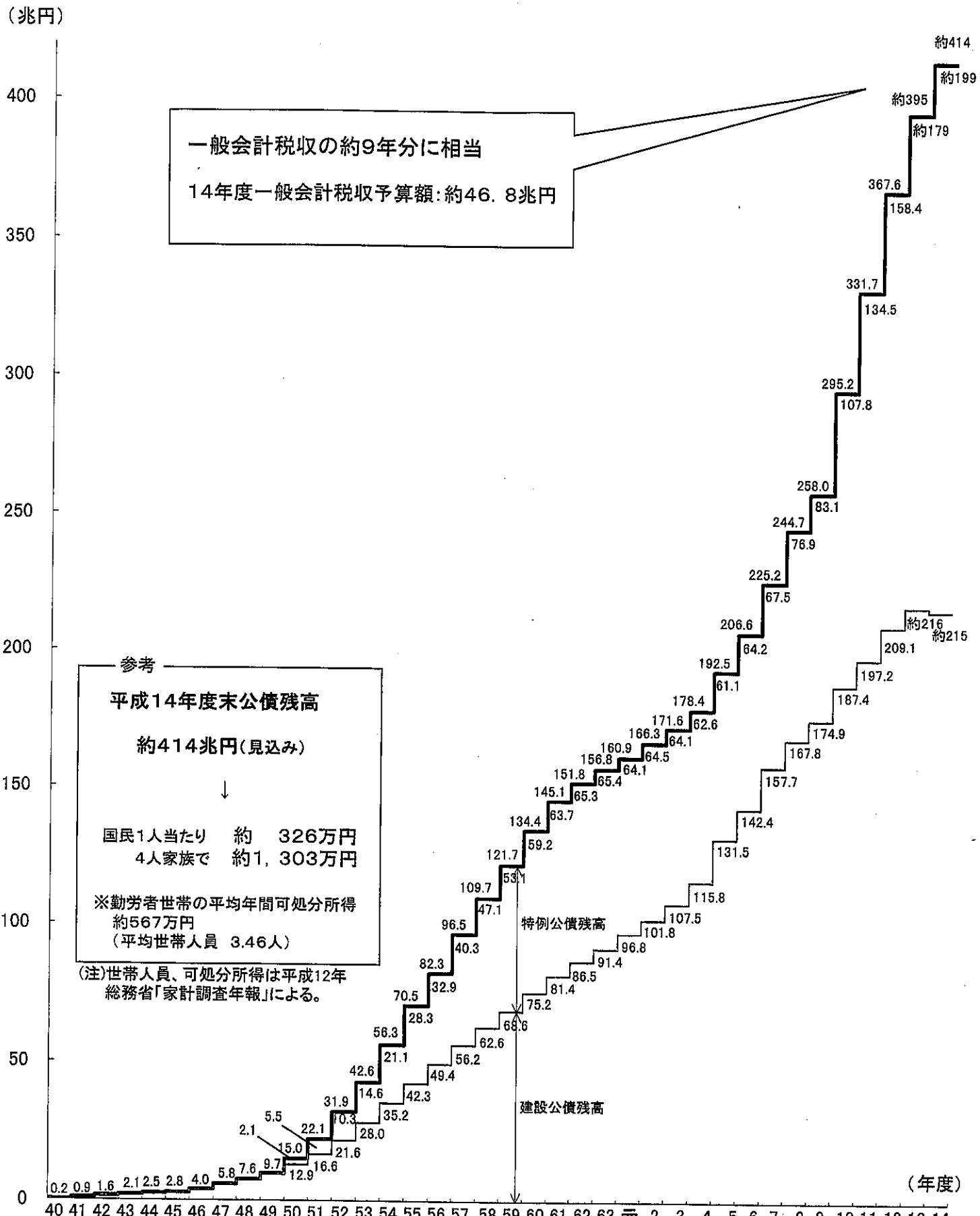
(1)一般会計における歳出歳入の関係



(注) 平成11年度以降、国・地方あわせて平年度で6兆円を超える恒久的減税を実施。

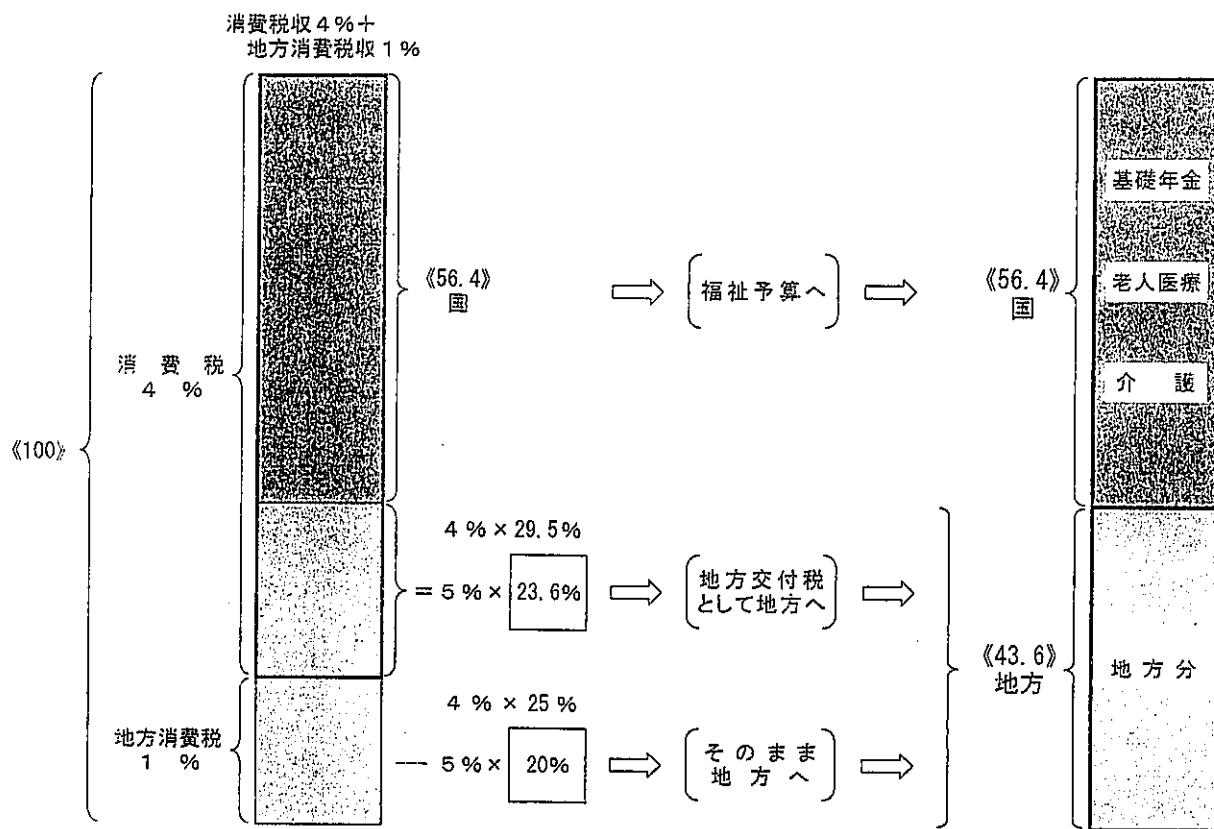
(出所) 財務省「財政の現状と今後のあり方」(平成14年4月)

(2) 公債残高の推移(平成14年度予算)



(出所)財務省「財政の現状と今後のあり方」(平成14年4月)

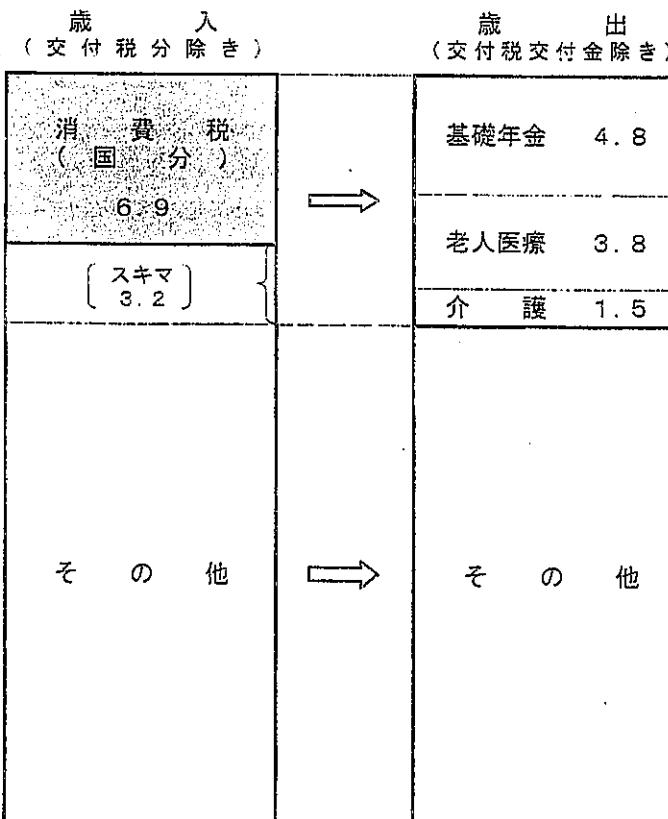
消費税の使途



消費税の福祉目的化

(平成14年度予算)

(単位:兆円)



(参考)

一般会計歳入計	81.2
○租税収入	46.8
·所得税収	15.8
·法人税収	11.2
·消費税収	9.8 (a)
○公債金	30.0
·特例公債金	23.2

◎消費税収(国+地方)	12.3
·消費税	9.8 (a)
·地方消費税	2.4 (b)

$$\text{地方交付税調整後} \\ \text{・国 : } (a) - ((a) \times 29.5\%) = 6.9 \\ \text{・地方 : } (b) + ((a) \times 29.5\%) = 5.3$$

(出所: 政府税制調査会基礎問題小委員会資料)